

入間東部広域斎場しののめの里
指定管理者募集要項

令和4年8月

入間東部地区事務組合

目

次

1	施設の概要	1
2	休場日	1
3	業務内容	1
4	指定管理者に期待するもの	1
5	指定期間	2
6	経費等に関する事項	2
7	指定管理者の公募等スケジュール	3
8	募集要項の配布、応募説明会等	3
9	応募資格および留意事項	3
10	提出書類	4
11	応募の手続き	5
12	審査・選定方法および基準	5
13	指定管理者の指定と協定締結	6
14	指定管理者の留意事項	6
15	業務の継続が困難になった場合における措置	7
16	リスクへの対応	7
17	その他	7
18	問合せ先	7
別表1	施設等利用実績表	8
別表2	評価項目および配点	9
別表3	リスク分担表	10

入間東部地区事務組合（以下「組合」という。）では、入間東部広域斎場しののめの里（以下「本施設」という。）の管理において、効率的かつ効果的な管理運営を行うため指定管理者による管理を行っている。ここで、指定期間の満了に伴い次期指定管理者を募集する。

1 施設の概要

(1) 施設名称

入間東部広域斎場しののめの里

(2) 所在地

富士見市大字下南畑70番地1

(3) 施設規模

敷地面積：建物敷地 32,751.21 m²、調整池敷地 7,133 m²、計 39,884.21 m²

延床面積：5,341.35 m²

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階

(4) 施設構成

施設名	概要
火葬棟 (2,248 m ²)	エントランスホール、炉前ホール、告別室（2室）、火葬炉（6基および予備スペース2基分）、霊安室（棺冷蔵庫4室分）、収骨ホール、収骨室（2室）、収骨準備室、小動物炉（1基）、炉前ホール（小動物炉用）、救護室、事務室、会議室、応接室、休憩室、更衣室、中央制御室、残灰室、トイレ、水庭 など
待合棟 (1,003 m ²)	待合ホール、待合室（7室）、待合ロビー、ラウンジ、売店、トイレ、更衣室、業者控室 など
式場棟 (2,062 m ²)	ホール、ロビー、受付、式場（大120席、中80席、小40席）、集会ホール、遺族控室、司祭控室、湯沸室、トイレ など
駐車場	会葬者用283台（一般用277台、車椅子利用者6台）、バス専用駐車場8台、管理・サービス用20台
その他外構	構内道路、車寄せ、植栽、緑地、調整池、駐輪場 など

(5) 利用実績

施設等の利用実績は別表1によるものとする。

2 休場日

火葬施設は1月1日・2日および友引、式場は1月1日・2日とする。

その他、組合の管理者が別に定める日。

3 業務内容

入間東部広域斎場しののめの里条例（平成30年条例第17号）に定めるもののほか、指定管理者業務仕様書によるものとする。

4 指定管理者に期待するもの

(1) 管内の住民に対するサービスの提供

本施設は、富士見市・ふじみ野市・三芳町の管内の住民を中心として、利用者に対し火葬および葬祭の機能を提供する施設として位置づけられる。指定管理者は、本施設の管理運営を行うにあたっては、安全・安心・信頼に努めるとともに地域のニーズや利用者の心情に充分配慮しながら運営することとし、サービスの質の向上を図るものとする。

(2) 雇用への配慮

指定管理者は、積極的に管内の住民の雇用を図るよう努めるものとする。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、業務の実施に際し率先して障害者や高齢者の雇用を図るよう努めるものとする。

(3) 地域経済への配慮

指定管理者は、本施設の管理を行うにあたってその業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる等の場合は、積極的に管内に本店または主たる事業所を有する業者の活用に努めるものとする。

(4) 環境への配慮

指定管理者は、業務の実施にあたり、良好な生活環境を保全するために環境への負荷低減に努めるものとする。また、入間東部地区事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、節電や省エネルギーに配慮して温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めるものとする。

(5) 災害時への対応

本施設は、災害時にもその機能を発揮できるよう、常に適切な管理体制を整えておくものとする。

5 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

6 経費等に関する事項

(1) 指定管理者の収入

① 指定管理料

本施設の管理運営にかかる経費は、指定管理料として組合が指定管理者に支払う。

組合が支払う指定管理料は、施設運営業務、施設維持管理業務および経営管理業務にかかる次の費用を対象とする。

ただし、光熱水費（ガス・電気・上下水道）は除くものとする。

- ・ 人件費
- ・ 事務費（消耗品費、委託料等）
- ・ 管理費（施設管理費、設備機器管理費等）

② 自主事業による収入

指定管理者は自ら実施する事業の収入について、指定管理者の収入とすることができる。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、毎年度の予算の範囲内において支払う。支払いの時期や方法は協定で定める。

(3) 口座の管理

本施設の管理運営にかかる収入支出は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理すること。

(4) 指定管理料の支払い実績

（単位：円）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （年度協定額）
102,296,520	100,861,200	102,498,000	104,428,500	102,498,000

7 指定管理者の公募等スケジュール

1	募集要項等の発表・配布	令和4年8月1日～
2	募集要項等に関する説明会	令和4年8月18日
3	募集要項等に関する質問の受付	令和4年8月18日～24日
4	募集要項等・提案書に関する質問の回答	令和4年9月上旬予定
5	申請書類受付期間	令和4年9月12日～16日
6	選定委員会による選定	令和4年10月
7	選定結果の通知	令和4年11月
8	指定管理者指定の議決	令和4年12月
9	協定の締結	令和5年3月
10	指定期間の開始	令和5年4月

8 募集要項等の配布、応募説明会等

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布開始 令和4年8月1日（月）から
- ② 配布時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時までの間を除く）
- ③ 配布場所 入間東部地区事務組合ホームページからダウンロードできる。

(2) 募集説明会

- ① 開催日時 令和4年8月18日（木）午後1時30分から
- ② 開催場所 入間東部広域斎場しののめの里 会議室
- ③ 参加人数 2人以内（申込状況により調整を行う場合があります）
- ④ 参加申込 令和4年8月1日（月）から15日（月）午後4時まで
別添応募書類様式集の説明会参加申込書（申請用様式11）を電子メール（jimukyoku@irumatohtbu119.jp）で提出すること。

(3) 図面、備品台帳の閲覧

- ① 閲覧日時 令和4年8月22日（月）から26日（金）午後4時まで
- ② 閲覧申込 希望日時までに電話連絡すること。（申込状況により調整を行う場合があります）

(4) 募集要項等に関する質問の受付

受付期間 令和4年8月18日（木）から24日（水）午後4時まで
別添応募書類様式集の募集要項等・提案書に関する質問書（申請用様式12）を電子メール（jimukyoku@irumatohtbu119.jp）で提出すること。

(5) 募集要項等に関する質問の回答

- ① 回答日 令和4年9月上旬予定
- ② 回答方法 入間東部地区事務組合ホームページで公表する。
※電話による質問の受付および回答はしない。

9 応募資格および留意事項

(1) 応募資格

- ① 火葬炉運転業務の実績を有するとともに斎場の管理運営を円滑に遂行できる能力を有し、なおかつ安定的かつ健全な財務能力を備えた企業その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

なお、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することもできるが、この場合次のことに留意すること。

ア 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員となることはできない。

イ グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

ウ グループの代表となる法人等を定め、グループ内の責任割合を明記した書類を提示のうえ、代表となる法人等が申請手続きおよび選定後の協議を行うものとする。

なお、代表となる法人等は責任割合が最大であることを要する。

② 次の欠格事項に該当する法人等は、応募することができないものとする。

なお、クからコについては埼玉県警察本部に照会することがある。

ア 富士見市・ふじみ野市・三芳町から指名停止処分を受けている者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により過去5年間に指定の取消しを受けた者

エ 国税および地方税を滞納している者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしているものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者

カ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

キ 選定委員会委員が、当該団体の役員等をしている者

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ケ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者

コ その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）および経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者および運営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団の構成員等である者

（2）応募に関する留意事項

① 応募に必要な費用は、応募者の負担とする。

② 同一の応募者が複数の提案をすることはできない。

③ 提出書類は、提出後に内容を変更することはできない。

④ 提出書類は、いかなる理由があっても返却しない。

⑤ 組合は、指定管理者の選定、議会による指定管理者の指定議決のための資料、その他必要な場合は提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

⑥ 提出書類を提出後に辞退する場合は、別添応募様式集の指定管理者応募辞退届（申請用様式13）を提出すること。

10 提出書類

指定管理者の指定申請にかかる提出書類は、次のとおりとする。なお、様式は「応募書類様式集」に掲載してある。

様式の指定がないものは、応募者の任意の様式で作成すること。

（1）指定管理者指定申請書（様式第8号）

（2）グループで応募する場合は、団体構成員一覧、委任状（申請用様式1、様式2）およ

び責任割合等のわかる構成団体間での協定書

- (3) 経営規模等総括表（申請用様式3）
- (4) 業務経歴書（申請用様式4）
- (5) 業務上必要な資格をもつ職員の経歴書（申請用様式5）
- (6) 事業計画提案書（申請用様式6）
- (7) 当該施設の管理に関する収支計画書（申請用様式7～9）
- (8) 定款、寄付行為、規約等（法人以外の団体にあつては、これらに類する書類）
- (9) 登記事項証明書（法人の場合）
- (10) 役員の名簿および履歴書
- (11) 法人・団体の設立趣旨、概要がわかる書類（パンフレット等）
- (12) 当該団体の事業計画書、収支予算書（指定申請書提出日の属する事業年度のもの）
- (13) 当該団体の事業報告書、収支決算書（貸借対照表、損益計算書等で指定申請書提出日の属する事業年度の前事業年度から3期分）
- (14) 納税証明書（直近のもの）
 - ① 国税—法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ② 地方税—法人事業税、法人住民税、固定資産税に係る納税証明書
- (15) 誓約書（申請用様式10）
- (16) 労務管理規程（法人の場合）
- (17) 事務所の登記事項証明書（構成市町に事務所がある場合）

11 応募の手続き

指定管理者の指定を受けようとする者は、「10 提出書類」の書類を提出すること。

- (1) 提出期間 令和4年9月12日（月）から16日（金）まで
- (2) 提出時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 提出方法 下記提出場所に直接提出すること
- (4) 提出部数 正本1部・副本10部（副本は複写可）
事業計画提案書および収支計画書を電子ファイルに保存したCD-R2式
グループで応募する場合は、団体構成員一覧、委任状（申請用様式1、様式2）および責任割合等のわかる構成団体間での協定書
- (5) 提出場所 入間東部地区事務組合（「18. 問合せ先」のとおり）

12 審査・選定方法および基準

入間東部地区事務組合指定管理者選定委員会条例（平成30年条例第14号）に基づき、入間東部地区事務組合指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の提案を審査する。

指定管理者の選定にあたっては、入間東部広域斎場しののめの里条例の定めるところにより、応募者からの提案を総合的に審査するものとする。

審査は、資格審査および選定委員会審査の2段階に分けて実施する。

(1) 資格審査

組合は、応募者から提出される指定申請書関係の書類に基づき、応募資格要件について確認を行う。

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 応募資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があつたもの

- ③ その他応募にかかる不正行為のあったもの
- (2) 選定委員会審査
事業計画提案書に基づきヒアリングを実施し、応募者の提案する管理運営計画を評価する。そのうえで、点数が高い順に、第1順位、第2順位および第3順位の法人等を決定する。応募者ヒアリングの日時および場所については、別途通知する。
- (3) 選定基準
審査における評価項目および配点は、別表2のとおりとする。
また、審査にあたっては、組合の求める要求水準を満たしているかの確認をする。
最低基準点は、評価項目ⅠからⅤの配点合計の7割とする。
- (4) 選定結果の公表
組合は、選定結果を速やかに応募者に対して通知するとともに、入間東部地区事務組合ホームページにて公表する。
- (5) 仮協定の締結
組合は、第1順位の法人等と協議を行い、当該法人等と仮協定を締結する。
なお、第1順位の法人等との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の法人等と順次協議を行う。

13 指定管理者の指定と協定締結

- (1) 指定管理者の指定
組合は、指定管理者の候補者と仮協定締結後、組合議会の議決を経て指定管理者として指定する。
- (2) 協定の締結
指定管理者の指定を受けた者は、組合と指定管理者とで業務を行ううえで必要な詳細事項について協議を行い、協定を締結する。

14 指定管理者の留意事項

- (1) 事業報告書の作成および提出
指定管理者は、業務の実施状況、施設の利用状況、管理運営に要した経費の収支の状況等を記した事業報告書を組合に提出すること。
- (2) 事業報告の聴取等
組合は、指定管理者に対して経理状況および業務実施状況を、随時、検査および調査を行い、報告を求めることができる。
また、指定管理者に対して、必要な指示をすることができる。
- (3) 利用者の平等利用の確保
指定管理者は、公の施設であることを念頭において、利用者の平等利用を確保する管理運営を行うものとする。
- (4) 業務の一括委託の禁止
指定管理者は、管理業務の全部を一括して再委託することはできない。
ただし、業務の一部委託については、あらかじめ組合の承諾を得て再委託することができる。
- (5) 施設の現状維持
指定管理者は、本施設の改造等、現状を変更することはできない。
ただし、必要がある場合は、組合と協議により決定する。
- (6) 施設改修等

指定管理者は、施設の老朽化等により組合の負担により大規模な修繕を行う場合は、組合と協議のうえで滞りなく本業務を行うこと。

(7) 損害賠償等

① 一般的損害

指定管理者は、自らの故意または過失により本施設および設備を損傷し、または滅失したときは、原状回復または組合に対する損害賠償の責めを負うものとする。

② 第三者に及ぼした損害

指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が組合の責めに帰すべき事由または組合および指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

組合は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額およびその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

③ 保険加入

指定管理者は、利用者傷害保険および指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険に加入すること。なお、建物災害共済（火災・落雷等）については、組合が加入するが、その他施設管理上必要があれば、指定管理者が加入するものとする。

15 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合には、組合は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。この場合において、組合に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力等、組合および指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとする。

協議の結果、事業の継続が困難と判断した場合には、組合は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

16 リスクへの対応

想定されるリスク分担は、別表3のとおりとする。

17 その他

(1) 指定期間前準備業務

指定管理者として指定された者は、指定管理者の指定から指定期間前準備業務として、業務の習得、必要書類の作成、各種印刷物の作成等、指定管理業務を行うための準備を十分に行うものとし、その費用をすべて負担するものとする。

(2) 事務の引継ぎ

指定の終了に際して指定管理者は、次期指定管理者に対して円滑に業務の引継ぎを行うものとする。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したとき、組合と協議のうえ速やかに原状回復するものとする。

18 問合せ先

〒356-0058 埼玉県ふじみ野市大井中央 1-1-19

入間東部地区事務組合

事務局総務課

電話 049-261-4891 FAX 049-261-4395

E-mail: jimukyoku@irumatohbu119.jp

別表 1

施設等利用実績

【施設利用実績】

(単位:件)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
火葬	3, 208	3, 354	3, 488	3, 533
式場	540	566	489	473
待合室	2, 739	2, 883	2, 832	2, 846
霊安室	473	528	417	399
小動物	505	497	465	496

【使用料収入実績】

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
火葬場	120, 961	123, 806	130, 270	114, 478
葬儀式場	63, 820	64, 570	55, 550	53, 330

火葬場使用料には、小動物・待合室・霊安室の使用料が含まれる。

別表 2

評価項目および配点

評価項目		配点
Ⅰ 団体に関する事項	1 団体理念	2 4
	2 基本事項	
	3 法人としての信頼性	
Ⅱ 管理運営方針に関する事項	1 管理運営の基本方針	6 0
	2 運営業務	
	3 維持管理業務	
	4 内部監査	
Ⅲ 管理運営体制に関する事項	1 実施体制	6 6
	2 運営協力体制	
	3 安全管理・危機管理	
	4 情報公開、個人情報保護・情報管理	
	5 引継ぎの体制	
Ⅳ 管理運営内容に関する事項		1 4
Ⅴ 管理運営経費に関する事項		1 6
Ⅵ 価格点		2 0
合 計		2 0 0

別表 3

リスク分担表

種 類	内 容	組 合	指 定 管理者
管理施設の修繕 (不可抗力によらないもの)	経年劣化による損傷の修繕（1件300千円以下(消費税抜き)のもの）で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)以内の場合		○
	経年劣化による損傷の修繕（1件300千円以下(消費税抜き)のもの）で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)を超える場合	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕（1件300千円以下(消費税抜き)のもの）で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)以内の場合		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕（1件300千円以下(消費税抜き)のもの）で、年度内負担額が2,000千円(消費税抜き)を超える場合	○	
管理施設の改造、増築、改築、移設	—	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の変動に伴う収入の減少又は費用の増加への対応		○
周辺地域・住民および施設利用者の苦情対応	—		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応		○
税制度への対応	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応		○